

令和四年二月十五日受領
答弁第一一一号

内閣衆質二〇八第一一号

令和四年二月十五日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員米山隆一君提出ヒトラーに例えて政治家等を論評する行為などの法的評価に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員米山隆一君提出ヒトラーに例えて政治家等を論評する行為などの法的評価に関する質問に
対する答弁書

一及び三について

御指摘の各発言が御指摘の「国際法」又は「日本の国内法」に違反するか又は抵触するか否かについては、具体的な状況等に即して判断されるべき事柄であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。